

# 福島県若手社員の出会いの場創出事業募集要領

## 1 趣旨

この事業は、少子化対策の一環として、地域の企業・団体等と連携し、若手社員の様々な交流の場を創出することにより、地元での男女の出会いの機会を増やし、福島での結婚の希望がかなう環境づくりを進め、ひいては若者の地元定着を図ることを目的としています。

## 2 募集内容

地域の企業・団体等に勤める独身の若手社員の出会いの機会となる婚活イベントやスポーツ・文化活動等の交流イベントなど、柔軟な発想による幅広い企画を募集します。

採択後の企画内容の変更は、原則として認められませんので、天候等に左右される企画については、事業内容の変更を予定した代替案も併せて提案してください。他の補助事業として採択された事業については、対象となりません。

また、バスツアー等のツアーイベントを企画する場合は、当該イベントが旅行業法に抵触しないよう、特に留意してください。

## 3 イベントの要件等

福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領（以下「実施要領」という）1記載のとおり。

## 4 補助事業者

事業を実施する主体は、福島県内に事業所等を有する企業、商工会議所、青年会議所、農業協同組合などの団体とします。

なお、行政機関、有志による実行委員会等の任意団体及び個人は対象外とします。

## 5 事業実施期間

交付決定日から当該年度の2月末まで。

## 6 補助対象経費、補助率

福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）別表1記載のとおり。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

- ①事業計画書（交付要綱に定める第1号様式の1）
- ②収支予算書（交付要綱に定める第1号様式の2）
- ③暴力団等反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する同意書（交付要綱に定める第1号様式の3）
- ④団体又は企業の定款
- ⑤その他参考となる書類

### (2) 提出部数 1部

### (3) 提出方法 郵送又はメール

（注）郵送の場合は、封筒の表面に「若手社員の出会いの場創出事業費補助金応募書類在中」と朱書きしてください。

## 8 募集期間

(1) 一次募集

令和6年5月1日(水)から令和6年6月14日(金)まで(必着)

(2) 二次募集

令和6年6月17日(月)から令和6年7月16日(火)まで(必着)

(3) 三次募集

令和6年8月19日(月)から令和7年1月31日(金)まで(必着)

採択額が予算額に達した時点で募集を終了します。

(二次募集、三次募集を行わない場合もあります。)

## 9 審査

各募集期間内に提出された応募書類を下記「**10 審査基準**」に基づき、福島県が設置する審査委員会により審査し、募集期間の終了の日から3週間以内に採択の可否を決定し、応募者に通知します。

三次募集については、募集期間中に随時審査を行い、審査結果を通知します。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は不採択となります。

(1) 企画の内容が交付要綱、実施要領及び当要領の規定に適合しないもの。

(2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 虚偽の内容が記載されているもの。

審査結果及び募集終了のお知らせ等につきましては、下記ホームページで公表いたします。

福島県庁子ども未来局 子ども・青少年政策課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/>

## 10 審査基準

審査項目(配点)	審査の視点
1 イベント内容 (40点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・イベント内容が実施要領の要件に合致し、明確かつ若者にとって魅力あるものになっているか。</li><li>・異性間で交流しやすく、交際成立につながるような工夫がなされているか</li><li>・当日のタイムスケジュールは、異性間の交流が深められるよう十分な時間が確保されているか。</li></ul>
2 事業全体 (30点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施時期、時間及び参加者の負担金設定など確実に参加者を確保できるものであるか</li><li>・広報活動は的確かつ効果的か</li><li>・実施スケジュールは計画的か</li><li>・収支計画は妥当か(自己負担金など現実的な計画となっているか等)</li></ul>
3 事業遂行能力 (30点)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施体制が明確になっているか</li><li>・役割分担が明確にされているか(再委託を行う場合は、再委託先との役割分担を含む)</li></ul>

※7割以上の評価を得た事業を予算の範囲内で点数順に採択します。

## **1 1 事業の実施**

- (1) 補助事業として採択された場合は、交付要綱に基づき交付申請をしていただきます。
- (2) 事業終了後30日以内又は交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付要綱に定める実績報告書を提出していただきます。

## **1 2 応募先及び問い合わせ先**

福島県子ども未来局 子ども・青少年政策課

TEL : 024-521-7198

E-mail: kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp